

滋賀県公安委員会定例会議会議録等

第1 日時

令和6年1月18日（木）午後1時30分～午後3時55分

第2 出席者

1 公安委員会

大塚委員長、高橋委員、北村委員

2 県警察

中村本部長、尾張警務部長、野村生活安全部長、野崎刑事部長、船越交通部長
長警備部長、山口首席監察官、川口学校長、古谷通信庶務課長

第3 議事の概要

1 協議事項

(1) 滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案について

尾張警務部長から、滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。その際、各委員から「この定員が今後も確保されるように努力いただきたい。」旨の発言があった。

(2) 滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例案要綱に対する意見・情報の募集結果及び条例案について

野村生活安全部長から、滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例案要綱に対する意見・情報の募集結果及び条例案について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。その際、北村委員から「厳罰化の意見もあるが、改正条例運用後の状況をしっかり把握して、対応していただきたい。」、大塚委員長から「条例改正をしっかりと周知した上で、適正な条例の運用に努めていただきたい。」旨の発言があった。

(3) 警察職員の援助要求について

船越交通部長から、石川県公安委員会からの警察職員の援助要求について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。その際、高橋委員から「出動中における職員のメンタルにも十分注意していただきたい。」、北村委員から「今後も派遣は続くと思うが、しっかりと対応いただきたい。」、大塚委員長から「大変な苦勞を掛けますが、体調に気を付けて任務を全うしていただくよう派遣される職員にお伝え願いたい。」旨の発言があった。

2 報告事項

警察法第56条第3項に基づく報告について

山口首席監察官から、警察法第56条第3項に基づく報告があった。その際、各委員から「引き続き、幹部の皆さんは、緊張感をもって非違事案防止に向けた取組を進めていただきたい。」旨の発言があった。

第4 個別報告・決裁関係

1 報告事項

監察官室から、警察活動の課題等について報告があった。

2 決裁関係

(1) 運転免許行政処分について

運転免許課から、運転免許取消対象事案等について、事案の内容並びに意見聴取及び聴聞の結果の報告を受け、協議の結果、12件について行政処分を決定した。

(2) 「令和5年第11号：免許の更新処分に係る審査請求」の審理経過調書について

総務課から、「令和5年第11号：免許の更新処分に係る審査請求」の審理経過調書について報告があり、これを了承した。

(3) 「令和5年第11号：免許の更新処分に係る審査請求」の裁決書について

総務課から、「令和5年第11号：免許の更新処分に係る審査請求」の裁決書について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(4) 「令和5年第12号：放置違反金の督促処分に係る審査請求」の審理経過調書について

総務課から、「令和5年第12号：放置違反金の督促処分に係る審査請求」の審理経過調書について報告があり、これを了承した。

(5) 「令和5年第12号：放置違反金の督促処分に係る審査請求」の裁決書について

総務課から、「令和5年第12号：放置違反金の督促処分に係る審査請求」の裁決書について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(6) 令和5年度第3四半期の交通部長専決による交通規制について

交通規制課から、令和5年度第3四半期の交通部長専決による交通規制について報告があり、これを了承した。

(7) 行進及び集団示威運動の許可申請取扱状況について

警備第二課から、行進及び集団示威運動の許可申請取扱状況について報告があり、これを了承した。

(8) 警察職員等の援助要求について

警備第二課から、警察職員等の援助要求について報告があり、これを了承した。

(9) 警察職員等の援助要求の取消しについて

警備第二課から、警察職員等の援助要求の取消しについて2件の報告があり、これを了承した。

このページについてのお問合せ
滋賀県警察本部警務部総務課公安委員会補佐室
電話：077-522-1231